

11月ブロック毎支部長会での主な意見

〔品川ブロック〕平成17年11月22日（火）15時、渋谷区本町「教育会館」

○駐車違反について、違反ステッカーを貼付された車が車検拒否対象となるのか。また、駐車違反照会システムでは、二輪自動車も照会可能か。

〔A〕平成18年6月以後の違反車両に対して確認標章の貼付を行うこととなっており、違反金未納の場合にその車が対象となる。小型二輪自動車も照会可能となる。

○石綿障害について、該当する恐れのある作業は何か。退職した従業員への責任は問われるのか。特殊健診の実施機関及び費用の負担は。

〔A〕・主に、ブレーキドラム、クラッチディスクの清掃等の作業と考えられるが、数年前からメーカーの規制により石綿を含んだ部品は使用されていない。

・補償については、特殊健診の結果認定されれば、国が労災を適用するとのことである。事業者にも何らかの責任が発生する可能性はあると思われる。

・特殊健診ができる労災病院は、東京では東京労災病院である。その他については東京都福祉保健局健康安全室(TEL03-5320-4494)に問い合わせられたい。費用については、自己負担となる。

〔足立ブロック〕平成17年11月21日（月）16時、錦糸町「マリオットホテル東武」

○整備士講習申し込みの支部受付の要望。また、整備士資格の申請期間及び自動車検査員教習の受付期間の延長を要望する。

〔A〕・二養講習の受付は、資格確認が必要なため、本部・支所とする。

・二養講習の受付期間は、以前は1週間であったのを3週間に延長している。整備士資格の全部免除申請は、便宜的に集中期間を定めているが1年中受付している。

・自動車検査員教習の受付期間は現在は5日間となっているが、今後役所と話し合いを行い対応していきたい。

○軽自動車の車検予約における会員事業場の予約枠確保方を要望する。

〔A〕台数の関係もあるが、特認で対応している。ご要望として受け止める。

○車検整備の表示に関する「まぎらわしいチラシ」が多々有り、対処策は無いものか。

〔A〕公正取引委員会との兼合いがある。チラシの現物を集めて頂き、本部に送って頂きたい。その上で、対処してまいりたい。

○放置駐車違反金未納自動車の車検拒否制度で、ユーザーへの代車等貸出しの際の対応は如何にすべきか。

〔A〕代車を出す行為そのものに問題があり、難しい問題と考える。レンタカー等での対応も考えられる。

〔練馬ブロック〕平成17年11月8日（火）15時、池袋「ホテルメトロポリタン」

○「かけこみ110番」について、ツール類は見易い表示に。会員の意識付け、所轄の警察署及びPTAとの連携も必要である。

〔A〕ご意見を踏まえ、ワーキンググループで検討、対処していきたい。なお、「かけこみ110番」対応マニュアルで、留意事項を明記することとしている。

○駐車違反照会システムでは、二輪自動車も該当するのか。

<p>[A] 小型二輪自動車も含まれる。</p> <p>○支部・青研向け研修講習について、定員を増やして欲しい。</p> <p>[A] 定員は、研修講習内容による。実習を伴う講習は10名程度が望ましい。</p>
<p>[多摩ブロック] 平成17年11月11日(金)14時、国立「多摩支所会議室」</p> <p>○事故車画像伝送及び板金見積り研修会を多摩支所ではなぜ出来ないのか。</p> <p>[A] 板金見積りは多摩、八王子で実施する。</p> <p>○平日夜間の講習開催の要望。1日講習を夜間2回に分けての開催を要望する。</p> <p>[A] 現状では受講者が少ないので、夜間に実施することは考えていない。</p> <p>○二輪車関係の法令講習の開催を要望する。</p> <p>[A] 保安基準関係は独立行政法人、法令は職員が対応することとなるが、職員が法律知識を習得して対応してまいりたい。</p> <p>○GOODマークステッカーの頒布状況報告が無い。現状はどうなっているのか。</p> <p>[A] 事業指導委員会で対応しており、全体的には少ない傾向を示している。取組みが後退しているという意見もあり、今後は改めて報告したい。</p>
<p>[八王子ブロック] 平成17年11月7日(月)16時、八王子市「京王プラザホテル」</p> <p>○「かけこみ110番」について、得てして所轄の警察まで情報が伝わっていないことがある。密接な連携を図ることに留意すること。また、「困ったときはいつでもどうぞ」の文言はお金を借りに来る人もいるのではと懸念する。</p> <p>[A] ご意見を踏まえ、ワーキンググループで検討、対処していきたい。なお、「かけこみ110番」対応マニュアルで、留意事項を明記することとしている。</p> <p>○石綿障害について、従業員及び元従業員に石綿による健康被害が実際に生じた際、どのような対応が必要になるのか。</p> <p>[A] ・補償については、特殊健診の結果認定されれば、国が労災を適用するとのことである。事業者にも何らかの責任が発生する可能性はあると思われる。</p> <p>・特殊健診ができる労災病院は、東京では東京労災病院である。その他については東京都福祉保健局健康安全室(TEL03-5320-4494)に問い合わせられたい。</p> <p>費用については、自己負担となる。</p> <p>○部内講師が担当する研修講習料金は、纏めて受講するには安いとは言えない。</p> <p>[A] 受講者数を少数に設定して料金を決めているため。</p> <p>○GOODマークステッカーについて、再検討する時期にきているのではないか。</p> <p>[A] 事業指導委員会で対応しており、全体的には少ない傾向を示している。取組みが後退しているという意見もあり、今後は改めて報告したい。</p> <p>○一部のハイブリット車のトルコンオイル交換は専用機器がないと交換できないと聞いているが、商工組合でも専用機器の紹介は出来ないか。</p> <p>[A] オイルコックの無いハイブリット車はディーラーでないと交換できないが、オイルコック付きの車は一般のオイルチェンジャーで交換可能である。</p>